

令和2年10月21日
東京都建設局

調布市における地表面陥没に対する緊急要望について

本日、国土交通省、東日本高速道路株式会社に対し、別添のとおり緊急要望書を建設局長より手交しましたので、お知らせします。

- 1 要望先 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社 代表取締役社長
- 2 要望内容 別添の緊急要望書のとおり

問い合わせ先

建設局 三環状道路整備推進部 整備推進課

電話：03-5320-5172（内線 40-811）

2 建三環整第 49 号
令和 2 年 10 月 21 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 小島 徹 殿

東京都知事
小池 百合子

調布市における地表面陥没に対する緊急要望

10 月 18 日、東京都調布市東つつじヶ丘 2 丁目において、調布市道の地表面陥没が発生した。付近では、東京外かく環状道路（関越～東名）のシールドトンネル工事を東日本高速道路株式会社が実施していることから、10 月 19 日、応急措置後に有識者委員会が開催され、原因の究明に向けた今後の対応などについて議論されたところである。

都はこれまでも東京外かく環状道路（関越～東名）の事業について、安全を最優先にした工事を要望してきた。今後においても、地域住民の安全安心の確保と工事の安全性の確認のため、下記の事項について、早急に取り組むことを要望する。

記

- 1 発生した陥没に対し十分な調査を行い、早急に原因を究明すること。
- 2 沿線住民、とりわけ陥没箇所周辺の方々には、安全確保を第一に不安の払拭に向けて、地元自治体と連携しながら丁寧な説明や対応を行うこと。
- 3 本事象に関する原因や調査結果、今後の対応などについては、事業連絡調整会議を活用するなど、都や地元自治体との情報共有を図ること。

以上